

主任技術者の専任に係る要件を満たす場合の配置について（参考）

①	工事1 4,500万円※以上	工事2 4,500万円※以上
主任技術者	専任技術者 E	専任技術者 E
現場代理人	E	E

請負金額4,500万円※以上で、主任技術者の兼任が認められた工事は、現場代理人の兼任が可能である。

②	工事1 4,500万円※以上	工事2 4,500万円※未満
主任技術者	専任技術者 E	非専任技術者 E
現場代理人	E	E

1件のみ請負金額4,500万円※以上で、主任技術者の兼任が認められた工事は、現場代理人の兼任が可能である。

※ 建築一式工事にあっては9,000万円